

相州海防と村方の動向

——村役人層を中心に——

伊 東 富 昭

はじめに

幕末期、相州海岸防備を命じられた諸藩および浦賀奉行の支配の下で、否が応でもその負担を引き受けなければならなかった三浦半島在住の農民らが、どのようにその負担に対処し、その中でどのような意識を持つようになったのか、を考えてみたい(1)。ただしこの場合、検討の対象とし得る「農民」というのは、「神奈川県史」および『逗子市史』資料編所収の史料の制約から、村内で名主・組頭などを勤める村役人層にならざるを得ない(2)。また論究の期間も主にペリー来航以前の川越藩領時代となる。

一、郷土の存在

まず、半島在住の者たちがどのような役割を与えられたのか、見ておこう。その中で興味を引くのは、藩などから与えられる役割が、単なる農民としての日常生活の延長上に位置づけられるものではなく、明らかに士分として、藩に出仕することになる者もいたという点である。

文政三(一八二〇)年十二月、会津藩の相州警備が解任され、浦賀奉行にその任が引き継がれ、非常の際の手伝いとして川越・小田原両藩がそれを補佐することとなった。川越藩には武蔵国一部上知に代えて、相模国三浦・鎌倉両郡において一万五千余石の領地が与えられた(3)。翌年八月一六日、平田澄蔵(鑑蔵か?)を「以前之通浮下代江召出、擬作九石式人半扶持遣」し、長橋伝次郎と土橋常蔵の二名を「以前之通御陣屋付浮組江召出し、擬作金三兩

式人扶持ツ、遣」し、と文化八(一八一二)年に三浦郡が会津藩領となる以前と同様にあらためて召し抱えることとし、また小山儀助については、「御旧領已来引統是迄御用向相勤候訳も有之三付、御陣屋付浮組江召出し、擬作金三兩式人扶持遣」す、として、会津藩にも登用されていた者もそのまま召し抱えることにしている(4)。「擬作」(5)については、川越藩独自の俸禄支給形態か、あるいはごく一般的な宛行扶持とも考えられる。ちなみに一人扶持とは、一日玄米五合を支給することを言う。一年間では一石八斗が支給されることとなる(6)。

『逗子市史』通史編によると、文化九(一八一三)年三月、浮役(臨時雇員)であった平田左一郎・平田鏡蔵・平田惣治・平田為三郎(録三郎か?)・白木惣蔵・長橋平次郎・白木米吉・土橋官治・平田与助・小山義助の十名に川越藩から「永之御暇」が出されているという。川越藩にいつから三浦半島に領地があったのか、正確にはつかめないが、天明四(一七八四)年には三浦郡三十二ヶ村、鎌倉郡九ヶ村他を領有していた(7)。それが文化七年、幕府から会津藩に相州警備が命ぜられたため、相州分領から引き上げねばならなくなり、現地で士分に取り立てた者たちの解雇となったわけである。解雇された者の中には会津藩への仕官を希望する者もいたようだが、鴨居村に陣屋を置いた会津藩による浦郷在地勢力の採用はごく一部にしか過ぎなかったようである。小山儀助(義助か?)は幸いにしてその数少ない一人として仕官できたのであろう。また長橋多助なる人物は川越藩士として「江戸藩御屋敷」に引き移り、逆に藤田六助は「浦郷村百姓相統致したく」と自らの意志で村に留まっている(8)。

近世初頭の太閤検地・兵農分離策によつて、武士は城下町集住、農民は農村での生活が確定されたと理解されている。もちろん地域によつて若干の例外は知られている。三浦半島においても以上の事実からすると、江戸時代後期における郷士の存在が確認されたことになる。その発生がいつなのかは、この段階では明らかにし得ないが、少なくとも天明四年以降の川越藩による相州分領支配の過程で登場してきたものとは言えよう。またその郷士の中からも、事情によつては、郷士たる所以のそれまで土着していた場所から離れて、江戸藩邸あるいは本国住まいの藩士として採用されることもあり得るという事例が得られた。別に、川越藩に平田録三郎の再雇用願を出した浦賀奉行所与力樋田多二郎という者は録三郎の実弟でもあるようなので(9)、養子縁組という形で農民・郷士から浦賀奉行所の与力・同心として幕臣になつていく道もあったことが分かる。

二、村役人の任用

村役人への役割分担についても、『県史』の同史料(10)に記載がある。浦郷村名主(高橋)幸八・横須賀村名主(飯塚)文右衛門・公郷村名主(永嶋)庄兵衛・走水村名主(宇野)武左衛門の四名に「御人数出之節浦々船水主差配申付候、依而一代苗字差免式人扶持ツ、差遣、御人数出之節ハ帯刀差免」されている。さらに朱筆で「堀内村(葉山)市右衛門・下山口村(沼田)忠藏八月十六日西浦船差配、本文之者共同様申付候旨同廿四日之記ニ有之候」とあり、都合六名の者に「船水主差配」が命じられたことになる。また横須賀村文右衛門については、朱筆で「文政十一子年六月同役差免、同年六月廿六日小坪村名主(草柳)新左衛門申付ル」とあるので、七年後に役替えがあつたことが分かる。この「船水主差配」らには一律「式人扶持」づつ支給されることになつていたが、同史料内に「船水主差配之もの御扶持方五割申付候事」とも

あるので、実際には半分しか支給されなかつたのであろうか。

農事に従事する者以外にも、川越藩より扶持を給されていた者がいる。「浦郷村名主役介」を勤め、医業に携わると思われる藤井元鼎には「御陣屋療用申付、三人扶持遣帯刀差免」しており、また「藤井元貞(元鼎か?)御扶持方正渡式人扶持申付」け、「同人義御人数出之節、出張申付候事」とされていた。「船水主差配」の村役人六名には「御扶持方五割」であつたものが、医師には「三人扶持」中、「正渡式人扶持」と手厚く対処したものであろうか。「御内用達」とされた米倉丹後守(昌寿)殿御領分(11)室木村の相川勝右衛門というのは、その地の商人であろうか。「御扶持方式人扶持」が遣わされている。また浦郷村十左衛門は「肴仲買仕、日々江戸表江通船仕候もの」なので、同人に「御用状并御用向等」を仰せ付けて、船積みで江戸船丁の間屋佃屋文七方まで届けさせ、文七から上屋敷(赤坂溜池台)に差し出させるようにすれば便がよい、ということでも兩人に御用を仰せ付け、「毎暮金三百足ツ、御会積被成下」れ、さらにその都度都度の手当支給が取り決められている。領内居住の在郷商人ばかりか、他領の商人あるいは江戸上屋敷とつながりのある江戸商人など、利用し得るものを総動員して支配体制を構築しようとしたものと考えられる(12)。

三、非常時における村役人の働き

では「船水主差配」に任せられた村役人らの実際の海防の場における働きはどうであつたろうか。川越藩に海防現場の役人からその時の働きに応じた褒賞を願ひ出て、付紙で指図が下されたという文政五(一八二二)年の記録が残されている(13)。この時の警備はイギリスの捕鯨船サラセン号が来航した時のものである。

まず六名の「船」水主差配」には

右者此度御人数出ニ付、右六人之もの共昼夜御場所江詰切、船并水主等夫々手配仕、御場所之義役々人少ニ候得者、御林竹木伐出

御小屋組大工等迄悉く差配仕、何茂別段踏込、都而土地ニ付候用弁之義ハ、何等ニ不寄骨折出精相勤、御間を合候義ハ筆紙ニ難奉存候、依而ハ前書之通被成下置、左候得者己来之励ニも相成候ニ付、厚御評義被成下度奉存候

とあり、要求としては「三人扶持正渡」「式人扶持ツ、」と並べて記されており、どう解釈してよいか不明確ではあるが、付紙で「三百正ツ、遣可然事」とされている。

役目としては、御備場所に昼夜詰め切り、船や水主の手配をするのもちろんのこと、人手が足りなければ竹木の伐採から小屋掛けの指図に至るまでのさまざまな仕事に精励した模様である。

また個人個人でもそれぞれの働きを成し、褒賞も受けていた。

走水村名主の宇野武左衛門は「走水村ニ御人数止宿ニ付、同居村之義別而骨折、其上御不益不相立様万事心を配、鉢突之ものニ而、取訳踏込出精相勤」めており、公郷村名主永嶋庄兵衛は「異国船出帆之節、北風強渡海難相成処、水主を選、右異国船為見送、役々同様乗船仕、洲之崎沖合迄罷越御用相勤、悉骨折出精仕」つたという。また彼らを補佐したと思われる走水村組頭惣右衛門・佐左衛門、公郷村組頭三郎左衛門の三名については「兼々勤向宜敷、此度之義ニ付而ハ差配之者ニ差添、人足手配并名主代諸御用向格外ニ踏込、骨折出精御間を合」せたと評価されている。

さらに船水主差配役本人ではないが、堀内村名主市右衛門倅市郎右衛門は「西海岸付村方ニ御座候而、別段実鉢之ものニ御座候処、父子同道ニ而昼夜走水村江詰切罷在、父同様何等ニ不寄、御人数御引払迄別段出精相勤」めており、「奇特至極之もの」で、「他村之鏡」にもなるとまで誉められている。

その他、「御賄方焚出之義ハ老人引請、御小屋ニ昼夜詰切、万事江心を配、一統出精之中ニも焚出方切抜別段出精相勤、前廉無滞御間を合」わせたという、久野谷村名主六郎兵衛の倅で父に代わり役を務めた（「代勤」とある）栗桑之助¹⁴や、「平日御馬飼料御用相勤罷在候処、当年之義ハ悉く扨底ニ而、江戸表ニ而茂殊之外高直故、

近郷ニ無御座候処、昼夜駈廻り諸々ニ而買揚、日々御陣屋江付送、出精仕御間を合」わせた公田村名主徳右衛門をはじめ、「御焚出し并弁当世話等仕、都而役々差配人指図を請、諸御用向出精相勤」めた桜山村名主孫右衛門ら八名の名主と公郷村の二名の組頭など、褒賞の対象は名主・組頭・百姓代ら村役人層から一般の百姓層にまで及んでいる。ここで注意しておきたいのは、藩の正規の文書において苗字が記されているのは、先に「船水主差配」役として苗字が許されていた六名の名主たちだけである、という点である。彼ら以外の者たちが、いかにその働きが前記六名に引けを取らないものであり、褒賞対象となっていたとしても、この段階ではまだ公式の場において苗字は使用され得なかったのである。

史料からは、異国船警備の現場において、もちろん開戦をも想定せざるを得ない戦闘員としての武士たちの緊張感があったとしても、村役人層の仕事として、船や水主・人足の手配だけではなく、それ以上に彼らを支える、食事の用意、馬の世話、宿泊の手配など、裏方としての雑事が多かったことがわかる。またそれなくしては海防体制も成り立ち得なかったのである。

それから二十数年後、嘉永二（一八四九）年にイギリス軍艦マリナー号が来航した際の褒賞の記録¹⁵では、銀二枚を与えられた永嶋庄兵衛は「米・味噌・薪等差出急場御間を合、殊ニ御船具取扱を始、船配等別段骨折相勤」めており、また五百正を与えられた宇野武左衛門の働きは「金子速ニ持参急場御間を合」わせ、「心掛厚、殊ニ船配等骨折相勤」めたというものであった。天保十三（一八四二）年から相州側の一手警備となり、警備体制を嚴重にする必要性が増し、実際の動員も回数を重ねることで、川越藩の経済力も急迫してくると、米・味噌・薪・蠟燭などの品物や現金の提供があったい、ということになっていったのである。庄兵衛と武左衛門の兩名は別に「御陣屋元或ハ御台場元村之義ニ付、不取敢場村中人足不残差出候様兼而申付置候処、火急之義ニ付、村役人共夫々江自身駈廻り、精々致候処より速ニ差出、出精」したとい

うことで、「銀三兩」づつ遣わされてもいる。

またこの段階になると、苗字を名乗ることが許された人物が格段に増加している。先に見た文政五年の史料では苗字が記されていないかった、桜山村名主孫右衛門は石渡孫右衛門となつてゐるし、その他にも、小菅谷村名主与治右衛門に梅沢、木古庭村名主喜左衛門に伊東などと苗字が記されている。なかには名主であつても、山野根村名主利右衛門などのように、苗字の記されない者もいるが、逆に佐野村の河野松之助(16)のように、村役人でなくても苗字が許されている者がかなりたくさん登場している。彼らは海防過程での働きが藩に認められて、そうした扱いを受けるようになったものである。

さて、弘化三(一八四六)年のビッドル来航時における警備の陣容(17)や、その後、九月に幕府に差し出した「相州御備場備人数武器」の書き上げ(18)が残されている。それらが実際の警備に当たつた数字であるにせよ、形式的に算出された数字であるにせよ、その中には、家老・番頭から足輕・中間までの、直接、藩で掌握し得る人数だけではなく、船頭・水主・夫人・夫馬の数など、村役人が任命された「船(水主)差配役」を通じて、地元で動員・徴発されたものと思われる分も合わせて数え上げられている。さらに前述文政五年の記録(19)には、村毎の水主・人足の実働人数が書き上げられており、モリソン号渡来時の「天保八酉年異国船渡来之節勤方取調帳」(20)では、各持ち場毎の人足数や米・味噌・蠟燭等の消費量が記されている。これらの記録が詳細にわたるのは、それがそのまま褒賞などの結果として反映されることを考えれば当然のことと言えよう。

村々への水主・人足、その他の動員・徴発は、『県史』史料番号五三に見られるような大まかな動員計画が最初に立てられて、それに基づいて割り振られていくことになると思われる。そして具体的な村毎の動員計画は、文化九(一八一二)年の「不時之節心得方地下申渡」(21)や、文政十一(一八二八)年の「異国船漂流之

砌人馬并水主割付帳」(22)、また天保十五(弘化元、一八四四)年六月の「異国船渡来之節心得方 御請書」(23)に見られる「大津御人数番手」「大津御人数後詰」などのように、村高などに応じてなされるものであろう(24)。

さらに弘化二(一八四五)年にアメリカの捕鯨船マンハッタン号が来航した(25)際、須軽谷村で作成された「異国船渡来夫并諸雑用割帳」(26)や、翌年のデンマーク船来航に際しての秋谷村の「書上帳」(27)のように、一村内における個人個人への割付や動員された船舶および船主・水主らの具体的活動記録は各村、すなわち村役人の責任で作成して役所へ届け出なければならなかったのである。そうした各村から提出された記録を集計して、前述の全体的な記録が完成させられていたのであろう。

村役人は、上からの命を受け、その責任で村民に割り振りをし、海防現場では先頭に立つて指揮をするばかりではなく、村民の働きぶりもつぶさに見極め、それを記録し、上に報告しなければならなかったのである。

四、平時における村役人の働き

さて、平時における村役人の働きはどうであつたろうか。一般の村役人としての職務の他にも、様々な仕事が行つてきたことであらう。

浦郷村名主高橋幸八が大筒の試し打ちに際して駆り出されている記録がある(28)。

右者此度大筒試打ニ付諸御用申付候処、爰元之義ハ辺鄙之地ニ而、万端差支多ニ御座候処、五大力船仕掛ケ入用、明式百俵急ニ申付候処手段仕、其外何等ニよらず申付候処、御用向無差支様仕、横須ヶ(賀)村ニ而試打中詰切、万端差支無御座様仕、一躰平日御用向深切ニ踏込相勤、右試打御間ニ合候義ハ格別之出張(出精か?)と奉存候ニ付、前書之通御会釈被成下度奉存候

幸八は、横須賀村で行われた大筒の試し打ちに際し、五大力船四艘分の屋形の仕掛けと「明式百俵」(どのようなもので何に用いるのか不明)を緊急に申し付けられたが、何とか手を尽くしてそれに応え、その他のことでも滞り無く勤め、文政六(一八二三年)三月三日から六日までの四日間を詰め切ったようである。五大力船の仕掛けは、同村の大工吉左衛門が手がけており、彼にも褒美が下されている。

同じく浦郷村名主田中源右衛門が嘉永五(一八五二)年に退役を願った折の史料がある(29)。

史料によると源右衛門は川越藩により「小役人並取扱賄方附属小組惣代、質屋・穀屋行事頭取」を申し付けられ、「精勤」してきた者であった。既に先領(会津藩領)時代より「組頭役」を勤め、「文政五十年(一八二二)中」、「名主差博役(差博役か?)」となり「三拾ヶ年余出精相勤、一躰実躰之ものニ而小前取扱宜、其うへ以前御陣屋元村之節御用多之所、御用弁宜村々諸出入向ヲ始、入組義者取締名主江差統、何等ニ不限 上ヲ重し実意ヲ元と仕取計」だったので、「御領中用ひ方宜御用弁ニ相成、賄方附属始踏込相勤」めたという働きぶりであった。天保九(一八三八)年に設けられた「質屋行事」については、「爰元村々百姓家ニ而農間賃屋(質屋か?) 渡世致候者多御座候所、勝手俣之高利ヲ取、其うへ穿鑿方不行届所より不正之如く取引仕候義も有之、甚猥之所」となっているような状況があり、既に「八州取締出役等へ呼出等ニ相成、難渋致候義有之」だったので「古御領之分」(天保一三年に相州一手警備が命ぜられる以前の川越藩領村々)の「質屋共軒数相定、行事役申付」けたというものであった。源右衛門は「折々手前入用ヲ以村々廻村致し、帳面等取調、不正之品取引不仕様諸事御取締相付、年々冥加永無滞取立相納精勤仕、其後新入村々ニ茂質屋共御座候ニ付、古御領同様御取締不相付候而者不相成ニ付、厚及心添、取扱候所より同様冥加永上納ヲ始、御取締茂相付申」したという。また「穀屋行事頭取」については、「御領中船主共義多分御座候処、

村方之申分相庭区々相聞」こえるので「弘化二巳年(一八四五)に設置され、源右衛門ら質屋行事に兼帯が命ぜられた(30)。彼の働きはここでも「一盃踏込自分入用ヲ以村々廻村仕、実意ヲ以夫々へ申論仕候所より、村々穀屋共御取締相付、御実意難有義と承伏仕、壹人ニ付冥加永金壹分ツ、同年暮より永久年々上納願出、御聞届相成、年々無滞取立相納申候、殊ニ穀相庭之義者浦賀始、藤沢宿其外市場々々之相場ヲ取、其村々御領中穀屋共江相場触為知、同様役所江も届出候所より不同之義無之、穩ニ相治申」したという。

源右衛門はこの他にも、天保十四(一八四三)年四月に「水主差配添役」を申し付けられて、「勤中式人扶持」が遣わされており、また「他所出帯刀差許苗字御免」ともなり(31)、嘉永二(一八四九)年十一月の前述マリナー号来航に際しての褒賞で「金子差出急場御間を合、殊ニ賄方御用向出精相勤」めたということで、「単御上下」を与えられている(32)。

外国船が渡来した緊急の警備を要する時期に「船水主差配役」等が現金や物品を提供している様子は既に見たが、源右衛門の様に平常時であっても藩から何らかの役を仰せつかった者は「手前入用」「自分入用」をもってその仕事を勤め、領内・寄場組合内・村内と、その場合によって違うであろうが、地域住民の納得が得られるよう、「厚及心添、取扱」ったり、「実意ヲ以夫々へ申論」したりしなければならなかった。察するに問題を起すことなく無難に勤め上げようとすれば、至って気疲れの多い立場であったことと思われる。

五、村役人の上昇志向

村役人らは海防の諸役を仰せつかり、それを勤め上げることで自らの地位の保全と強化を図ったと言えよう。

表紙に「弘化四未(一八四七)年八月 役儀并頂戴物書上帳控 相州三浦郡小坪村」と記された、小坪村の浜方名主草柳進左衛門

の文政十一年からの褒賞記録がある(33)。八月十七日付けで相州御掛御役所へ提出されたものの控えで、「御尋二付、役儀并頂戴物等被仰付罷在段、写を以奉申上候」とはあるが、これはこの年六月に警備体制の改編があり、川越藩領から彦根藩領に編入されることになった小坪村の進左衛門が、従来の働きを彦根藩にアピールして、川越藩時代同様に諸役を仰せ付けてもらえるように運動した、と捉えられよう。その背景には岡方名主高橋五右衛門との対立が考えられる。前掲注(一) 浅倉論文によると、地方関係の諸事務を一手に掌っていた岡方名主に対して、海防諸役を勤めることを通じて川越藩から地方名主同様の権限が認められたという。そのみか川越藩政下においては、苗字が許されていない岡方名主に対し、浜方では組頭安田久左衛門までもが苗字を許されており、海防への貢献度もあるが、明らかに浜方が優位に立ったのである(34)。それが領地替えとなり、急遽、状況が変わることとなる。従来の地位を維持するために何とか手を打たなければならなくなつたのである。それまで川越藩から拝領し、海防時に使用していた押送船は本来ならば返さなければならぬ。もともと海付きの村で、海上輸送などに小型快速の同船は不可欠の物である。平常時には当然使用したのであろう。七月中に「異国船渡来之節ハ、承及次第私召抱置候水主七人為乗組、鴨居御船溜りへ差出、御引込迄ハ、任御差図御用相勤、其外異船渡来之節ハ、御他領ニハ候得共、可及丈御用弁ハ可仕心得」なので、そのまま預け置いてくれるようお願い出て許可されている(35)。すなわち先の褒賞記録にある、「其方義積年御用向深切ニ相勤候処、此度御上知相来候ニ付御出入申付、式人扶持遣候」という八月六日の記事となつたのである。

ところが彦根藩は岡方名主の五右衛門に対し、弘化四年十月に「御固御用中苗字御免、船手組差添」を申し渡しており、翌年正月十一日には「当時ニ而ハ陸固ニ而人足差配人少之処、昨年御巡見之節人足世話等モ行届出精相勤」めたので、これまでの苗字御免に加え、

「人足差配兼役帯刀御免」が申し渡されている(36)。嘉永二(一八四九)年十二月、相模国の彦根藩領が上知されることとなつたが、そのまま同藩預地とすることを知らせる嘉永三年正月の触書の宛所とされた十八ヶ村の名主・組頭の中に、進左衛門の名は見られない(37)。触書の順達経路も「逗子村ヨリ受取、早々浜方へ御継立仕候」とあり(38)、彦根藩政下では浜方より岡方の方が重視されたようである。

進左衛門は嘉永三年三月、彦根藩御預所奉行から「異国船渡来之節役割」として、「上宮田御陣屋御船方江早速駆付、差図請相勤」めるよう指示されているが、川越藩からも水主差配役として扶持を受けていた。嘉永四年には十人の水主差配のうち、彼と葉山市郎右衛門(堀内村)・吉田源右衛門(芦名村)・鈴木幸右衛門(東岡村の厚右衛門か?)の四名が「御他領のものニ候得共、当時御出入之もの」であつた(39)。両藩の役をどのように勤めたのか、関心の持たれるところである。

村役人らの最終的な身分の保障は、当時としては幕府からということになる。村役人の地域における公的立場を理解する上で、公郷村の永嶋庄司(既出庄兵衛と同一人)(40)による嘆願書(41)には大変興味深いものがある。

まず永嶋家が鎌倉時代は三浦党に属し、その後、後北条氏にも支えたという由緒を持つ旧家であることを強調している。その上で、会津藩領時代には「三浦郡中寄船并水主歩人足等之調方」を申し付けられて苗字帯刀が許され、さらに「駅所檢断格」として在府中は「目見等」も仰せ付けられた。そして文政四(一八一二)年に「川越家古復」となると「初発」に召し出され、「寄船水主其外御警衛向、都而之調方」を仰せ付けられ、「苗字帯刀免許ニ而、水主差配頭取、其外御領内都而取締役」となつた。以後、「一命限り差働」き、その度に過分の御褒美を頂戴してきた。今後も「異国船渡来之節者、聊も身命相厭ひ不申、昼夜出精仕」りたいという覚悟の程は「全一己之名利等ニ抱」るものではなく、「年来土民

三落入候所、一騎ニ御取建被成下置」れた御恩に報いるためと思つてのことである。

ところが弘化四（一八四七）年から彦根藩が海防に加わり、三浦郡が川越藩と二分されることになった。また浦賀表はもともと幕府領だったので、「末々百姓共御公領私領之差別を争ひ、人民一致之所無覚束、惣而夫役御船役等ニ至ル迄、不都合之義御座候而ハ、以之外大事与種々心配」される。特に当村持ちの猿島に新たに台場が築造されることになり、「永久御警衛御用」を勧めさせてもらいたいと思つている。そのためには「公私百姓漁人共江も平日申聞度候得共、唯今向々ニ相成候上者（浦賀奉行・川越藩・彦根藩の三者による別々の支配となつてしまったこと）、迎も行届不申、尤御領主ニ而ハ是迄御勤切ニ依而鑓為持候格式親子江差赦被置候得共、御領分限りニ而、御他領ニ相成候而者、教諭行届不申」る情況となつてしまふことが予測される。そこで「御公儀」へお願いしたいのは、「別而御当地ハ御大切之御用御場所ニ而、地下ニ而御用引請相動候者御座候ハ、御都合も宜可有之、唯今御陣主御領主ハ其御沙汰ニ奇、御替り茂有之候得共、御台場附之儀者、永久之事ニ而御弁利も宜敷与」考えられるので、「御領主ニ而差免し被置候通之格式」（川越藩から与えられている格式）で「相州御台場附」を仰せ付けてもらいたい、ということである。書き込みにも「浦賀御奉行両支配ニ被仰付候様」とあるのをみると、直接の領主である川越藩の支配を受けると共に、浦賀奉行、すなわち幕府からの支配をも望んでいるように取れよう。

永嶋としては地域に対する支配権、あるいは影響力を維持するためには、その時々々の領主変更によつて生ずる、支配違いを理由とした指示・命令に対する拒否・抵抗等への予防措置として、領主の何如を問わずして行使できる幕府権力の代行者としての地位を獲得しようとしたのである。注目すべきは、そのための材料として利用されているのが、国家存亡の危機に直結しかねないと、当時、観念されたと思われる「相州海防」であつたという点であ

る。

おわりに

以上述べてきた他にも、台場築造をめぐるの利権対立⁴²、度重なる海防関係の諸役負担の中における助郷役免除・軽減の嘆願運動⁴³などに見られる村役人層の意識についての研究がなされている。

海防を担当させられた諸藩によつて、船水主差配役などに村役人層が任用されることは、海防負担が彼らを通じて村方全体へ転嫁されたということであり、それが村方難渋を引き起こしていく原因でもあつた⁴⁴という見解に異論はない。しかし、村役人は海防諸役を勤めていく中で、自らの地位を維持し、さらには強化していくこうとする意識を持ち、行動に移していった。本報告ではこれといつて突出した事象を扱うことはできなかったが、褒賞記録などを細かく分析していくことで、村役人らの活動および彼らをしてその活動に至らしめる意識の一端を垣間見ることができた。しかし彼らの意識にまで深く立ち入って論ずることは、資料的にもかなり難しいものがあると思う。本論稿が今後の研究の一助ともなれば幸いである。

注

- (1) 三浦半島での海防を負担する地域からの視点での研究には、浅倉有子「江戸湾防備と村落—相模国を中心に—」（『関東近世史研究』第三二号、一九九一、一〇）、松田隆行①「三浦半島における海防政策の展開—ペリー来航前後を中心に—」（『神奈川地域史研究』第一二号、一九九四、三二）、②「海防体制下における村方の動向—ペリー来航前後の三浦半島を中心に—」（『地方史研究』二五七、一九九五、一〇）がある。

(2) 『神奈川県史』資料編一〇 一九七八、三、二〇発行(以下「県史」と略す)。「逗子市史」資料編Ⅱ 近世Ⅱ 一九八八、三、三二発行(以下「市史」と略す)。

(3) 『県史』史料番号四〇。
(4) 『県史』史料番号四二。

(5) 益田愛「天保改革期の江戸湾防備―川越藩を中心に―」(東京大学近世史研究会「論集きんせい」第六号、一九八一、五)や森田武「文政・天保期における川越藩の公儀拝借金と知行替要求」(埼玉大学紀要 教育学部(人文・社会科学)第三二巻へ一九八二)一九八三、三、一八)では、藩財政悪化の中で行われた、知行の借上げが「格外之御擬作」または「七割三分擬作」「八割五分擬作」などと称されていたことが紹介されている。ただし、当史料からは借上げ率が判明しない。

(6) 青木裕「天保期における前橋藩政」(関東近世史研究会会報)第二号、一九六四、九)によると天保七(一八三六)年の凶作により、一月からの「七割三分擬作」による扶持米さえ困難となったため、一人一日四合を支給する「面扶持」が行われたという。さらにこの「面扶持」というのは、「前橋市史」第二巻(七八九頁)で「知行高の高下に拘わらず、家族一人につき米何合と計算して支給するもので、いわば最低の食料配給に等しい」と説明されている。

(7) 『川越市史』第三巻近世編 第四章第二節「相州の海岸警備」大口勇次郎執筆(一九七三、一二、一五発行)、また『鎌倉市史』近世通史編 第一編第二章「旗本領と元禄地方直し」吉見映子執筆(一九九〇、三、三一刊)によると、延享元(一七四四)年、酒井忠恭が上野国前橋に入城した時には三浦郡に領地があったという。忠恭は享保十六(一七三一)年に襲封、寛延二(一七四九)年に姫路へ転封となっており、代わりに姫路から松平朝矩が入封している。よって朝矩の前

橋在城時代からの領有と考えて良からう。

(8) 『逗子市史』通史編近世編(一九九七、三、三一発行)第二章第二節「松平家前橋・川越藩領の時代」飯島セツ子執筆。

(9) 前掲注(8)。
(10) 前掲注(4)。

(11) 武蔵国金沢藩。享保七(一七二二)年、米倉忠仰の時、下野国皆川から武蔵国久良岐郡六浦に陣屋を移し成立。明治二(一八六九)年、六浦藩と改称。

(12) 拙稿「川越藩による相州支配」『京浜歴史研究会報』(以後『会報』と略す)第五四号(一九八八、八)。

(13) 『県史』史料番号五一。

(14) 『市史』史料番号二六九では雅楽之助となっている。

(15) 『県史』史料番号九九。

(16) 拙稿「熊本藩の相州警衛と河野松之助騒動」(『会報』第一二九号、一九九五、四)、「河野松之助騒動―三浦半島における村方騒動の一例―」(神奈川県立中沢高等学校有志「萬壽園」第四号、一九九七、三、二五)参照。

(17) 『県史』史料番号七六。

(18) 『県史』史料番号八二。

(19) 『県史』史料番号五一。

(20) 『県史』史料番号五八。

(21) 『県史』史料番号二八。表紙に「文化九壬申年 六月六日 秋谷村」とある。

(22) 『県史』史料番号五六。史料に「右者文政五年正月申、領主従役所異国船渡来之砌、可差出旨被仰渡候ニ付、此度御尋ニ付奉申上候」とあり、そのまま読めば、六年も前の動員の際の情況が藩から質問され、それに答えたものということになるのか。飯島セツ子は「江戸湾海防史年表」(『三浦古文化』第四六号 一九八九、一一)の中で、「川越藩領三浦郡中三二村、文政五のサラセン号渡来時の徴発人馬を届出る

人足五六八六八人、馬三三八疋」としている。しかしサラセン号渡来は四月末のことであり、『県史』史料番号五三、『市史』史料番号二七〇の数字とも一致しない。

(23) 『市史』史料番号二九四。

(24) 「県史を学ぶ会」例会では、水主人足等の割り振りの基準について、村毎の石高あるいは実際に動員可能な壮健な男子の人数などではないかと話題になった。残念ながら今回はこの点について明確な解答を与え得る史料を提示できなかった。助郷に関しては、当初、高百石につき馬二匹・人足二人位の割であったものが、交通量の増加により、結果として享保期の高百石に五〇人、安永・天明期に三、四百人と激増していたことが知られている（大石久敬『地方凡例録』下巻、一九六九、近藤出版社刊）。

(25) 平尾信子『黒船前夜の出会い―捕鯨船長クーパーの来航』NHKブックス、一九九四、七、二五。従来、船名をメルカトル号などとしてきたのは、船長名マーケーター・クーパーの誤伝。

(26) 『県史』史料番号七一。表紙に三月廿四日の日付、「名主三右衛門」とある。

(27) 『県史』史料番号八一。表紙には「弘化三丙午年 七月 相州三浦郡秋谷村」とあり、文末に名主豊吉・組頭徳右衛門・百姓代新左衛門の署名がある。

(28) 『県史』史料番号五五。

(29) 『県史』史料番号一一四。

(30) 『市史』史料番号二九六。奥田晴樹は「海防と川越藩の相州支配」(『会報』第八二号、一九九一、二)でこの施策を「川越藩が相模領内の米価安定と冥加金徴収のため、在方株の設定を軸とした米穀商の株仲間結成をはかった」として、幕府による嘉永四(一八五二)年の株仲間再興令の先駆をなすものと評価している。

(31) 『県史』史料番号六二、九〇頁。『市史』史料番号二九〇、二二二頁。

(32) 『県史』史料番号九九 一四九頁。拙稿「海防の先端・川越藩の苦悩」(『会報』第七二号、一九九〇、二)参照。

(33) 『市史』史料番号三一〇。進左衛門は、史料によって新左衛門、親左衛門ともある。

(34) 『市史』史料番号二九四、三四〇頁。

(35) 『市史』史料番号三〇九。

(36) 『市史』史料番号三一。

(37) 『市史』史料番号二一八。

(38) 『市史』史料番号二一八。三一九にも同様の記載有り。

(39) 『市史』史料番号三二二。

(40) 庄兵衛は嘉永二年に名主役を退役している、その時に改名したものか？横須賀市教育委員会『横須賀市文化財調査報告書第七集 永嶋重美家海防関係文書』(一九八〇、三、三二)所収「永嶋庄司役職履歴」(現本は無題)参照。

(41) 前掲注(40)『永嶋重美家海防関係文書』所収。表紙には「志願家文書」とのみあり、年欠。同史料集の解説および『県史』史料番号二九三では文久二(一八六二)年、前掲注(1)松田②論文では嘉永三(一八五〇)年、と推定されている。前者は文中の「去ル末年彦根家御警衛之被為蒙仰、御領分式ツニ相分れ」た年を安政六(一八五九)年と誤解したため、彦根藩の三浦半島への海防参入は実際には十二年前の弘化四(一八四七)年のことである。「引続当戊午都合四拾ヶ年云々」の「戊午」は、川越藩が会津藩に替わって相州海防を担当することとなった浦賀奉行の手伝いを小田原藩とともに命じられた文政三(一八二〇)年から「四拾ヶ年」という点では矛盾が生じはするが、やはり嘉永三年に相当すると考えた方がよからう。また幕府は弘化四年、公郷村の猿島に台場の新規取建を命じている(『県史』史料番号八五)。ま

た同嘆願書については、注(1) 浅倉論文でも言及されている。

(42) 大湖賢一「台場築造と『海防』意識」(『会報』第六九号、

一九八九、一二)、前掲注(1) 松田②論文。

(43) 前掲注(1) 松田①論文。

(44) 筑紫敏夫「江戸湾沿岸経営と支配体制の変容」(『歴史手帖』

一九八三年六月号) など。

(一九九七、九、三〇 稿了)

(一九九七、九、三〇 稿了)

(一九九七、九、三〇 稿了)

(一九九七、九、三〇 稿了)

(一九九七、九、三〇 稿了)

(一九九七、九、三〇 稿了)

(一九九七、九、三〇 稿了)

(一九九七、九、三〇 稿了)

(一九九七、九、三〇 稿了)

(一九九七、九、三〇 稿了)

(一九九七、九、三〇 稿了)

(一九九七、九、三〇 稿了)

(一九九七、九、三〇 稿了)

(一九九七、九、三〇 稿了)

(一九九七、九、三〇 稿了)

(一九九七、九、三〇 稿了)

(一九九七、九、三〇 稿了)

(一九九七、九、三〇 稿了)

(一九九七、九、三〇 稿了)

(一九九七、九、三〇 稿了)

(一九九七、九、三〇 稿了)

(一九九七、九、三〇 稿了)

京浜歴史科学研究会入会案内

京浜歴史科学研究会は、次のような活動を行っています。

◎『神奈川県史』を学ぶ会——毎月一回、原則として第一土曜日の午後には、以下の学習会を実施しています。

①「幕末開港編」では、『神奈川県史 資料編10近世7 海防・開国』を読んでいます。

②「大正・昭和編」では、『神奈川県史 資料編11近代・現代1政治・行政1』を読んでいます。

◎『京浜歴史科研会報』——毎月一回発行して、会員にお送りしています。研究会の記録や書評などが掲載されています。

◎『京浜歴史科研年報』——毎年一回発行して、会員にお送りしています。会員の論文などが掲載されています。

◎『歴史を歩く会』——年二回、春と秋の日曜日に実施しています。

◎『集中研究会』——年二回、春と夏に研究文献を学習する会を実施しています。

京浜歴史科学研究会は、どなたでも参加できますので、ぜひ御入会下さい。御問い合わせは、左記事務局まで御願います。

入会を御希望の方は、事務局へ申し込まれるか、左記郵便振替を御利用下さい。年会費は、三〇〇〇円となっております。

【連絡先】 京浜歴史科学研究会事務局

〒二三三—〇〇〇六

横浜市港南区芹が谷五—五九—一二 大湖賢一方

電話 〇四五—八二五—三七三六

郵便振替口座 〇〇二七〇—八—一五五三三